



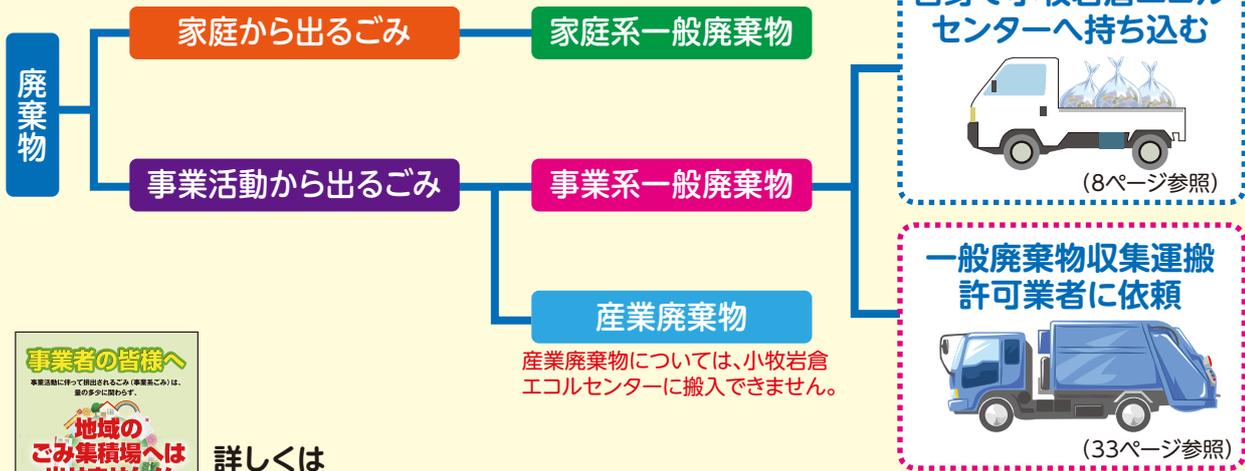
市では収集しないごみ

事業系ごみ

事業活動に伴って生じた廃棄物は事業系一般廃棄物と産業廃棄物に区分されます。排出事業者の責任のもと、適正に処理してください。

量の多少に関わらず、いずれもごみ集積場に出すことはできません。

事業活動とは、会社や工場などの事業所のほか、NPO法人、宗教法人、個人商店などの活動など、家庭以外で行われるすべての活動を指します。



詳しくは事業系ごみパンフレット「事業者の皆様へ」をご覧ください。小牧市役所本庁舎2Fごみ政策課で配布しているほか、市ホームページでダウンロードできます。小牧市ホームページ <http://www.city.komaki.aichi.jp/admin/> メニュー>事業者の方へ>ごみ>事業系ごみ

産業廃棄物については、小牧岩倉エコルセンターに搬入できません。

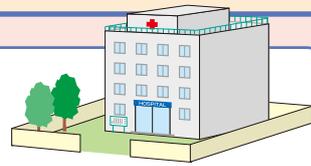


原則 市では収集しないごみ

在宅医療廃棄物

処理方法

① 原則、病院、医院、薬局などの指導のもと、入手先にご返却ください。



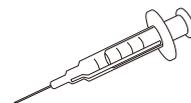
ただし、返却できない場合は、病院、医院、薬局などに排出方法を確認のうえ、次のとおり排出してください。

② 鋭利でないもの
(チューブ類、点滴バック、CAPDバックなど)



●燃やすごみ(白袋)で、ごみ集積場に排出してください。

鋭利なもの
注射針など



●医療機関等で処理してください。
●特に処理先がない場合は、ごみ政策課(TEL76-1187)にご相談ください。